

資料2 (1)

平成28年度
小規模多機能型居宅介護事業者募集要項

平成28年10月

印 西 市

1 募集の概要

(1) 公募の趣旨

印西市では、印西市第6期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（平成27年度～29年度）に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を進めています。

本公募は、同計画に基づき、小規模多機能型居宅介護事業者を指定するにあたり、その運営事業者を選定するために行うものです。

(2) 公募する地域密着型サービス

地域密着型サービスの種類	整備数	定員数	日常生活圏域
小規模多機能型居宅介護 (介護予防)	1か所	登録定員29人以下 (宿泊定員9人)	市内全圏域

※平成28年度内の施設整備を原則とします。

2 応募事業者の要件

- (1) 法人格を有している運営事業者であること。
- (2) 介護保険法第78条の2第4項各号（地域密着型サービス事業者指定に係る欠格事項）及び第115条の12第2項各号（地域密着型介護予防サービス事業者指定に係る欠格事項）の規定に該当しないこと。
- (3) 印西市条例及び規則で定める下記の基準を満たしていること。

「印西市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成25年3月25日条例第7号）

「印西市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成25年3月25日条例第8号）

「印西市指定地域密着型サービス事業所及指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則」（平成18年3月31日規則第57号）

- (4) 応募事業者（運営法人）自らが開設し指定を受けるものであること。
- (5) 都市計画法、建築基準法、消防法等の関連する法令等の基準を満たしていること。
- (6) 施設を整備する土地・建物が確実に確保できる見込みがあること。

※ 整備予定地での立地の見込等について、応募前に必ず市の開発指導課に相談してください。

3 関係法令、立地条件

- (1) 「指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）」を満たすこと。
- (2) 建設用地は、都市計画法等の法令に適合し、許可等の見込みがあること。

※ 新たに建設用地を購入する場合、応募書類提出段階で、応募事業者が購入等により土地を確保する必要はありません。ただし、審査時は土地の売買確約書等により、建設用地が確保されていることを確認します。

4 整備費補助（予定）

千葉県介護施設等整備事業交付金を活用した補助を行います。

- (1) 地域密着型サービス等整備助成事業 建設費
32,000,000円（上限）
- (2) 施設開設準備経費等支援事業
5,589,000円（上限）

（補助対象経費）

印西市介護施設等整備事業補助金交付要綱参照

5 事業予定者の選定方法

(1) 事業予定者の決定方法

ア 印西市介護施設等整備事業者選考審査会において、応募事業者の判定を行い、その結果を踏まえ、市長が事業予定者を決定します。

イ 審査は、書類審査及び面接審査により行います。

ウ 面接審査は、応募事業者によるプレゼンテーションと審査員によるヒアリングを行います（出席者は3名以内とします）。また、面接審査の日程等については、応募受付期間終了後、応募事業者に文書で通知します。

※ プレゼンテーションに際しては、パワーポイント等の機材は利用できません。

エ 審査の結果、事業予定者なしとする場合があります。

(2) 審査の視点

審査の視点	着眼点
1 法人の理念、基本方針等に関する事	応募動機や法人の理念、基本方針等について
2 設置主体に関する事	運営実績や管理者の適性等について
3 資金計画に関する事	資金計画の適正や運転資金の確保等について
4 事業計画に関する事	事業計画の適正等について
5 建設地の立地に関する事	建設用地の確保、安全性等について

(3) 選定結果の通知

選定結果は、すべての応募事業者に文書で通知します。なお、選定結果についての電話・文書等による問合せ、異議等には応じないものとします。

(4) 事業予定者の公表

事業予定者決定後、応募状況・選定結果を市のホームページで公表します。

また、事業予定者（次点含み）以外の事業者については、応募事業者を特定できる情報は公表しません。

なお、選考経過については、印西市情報公開条例第7条第1項第5号の規定により不開示とします。

6 スケジュール

今後のスケジュールについては、次のとおりです。都合により日程等の変更が生じる可能性もありますので、あらかじめ御了承ください。

平成28年 10月24日（月）から	・募集要項の配布開始 ※印西市役所 高齢者福祉課（市ホームページでも公表）
10月31日（月）から 11月4日（金）まで	・質問の受付 ※5ページ「質問等の受付について」参照
11月10日（木）	・質問の回答 ※市のホームページ上で回答
11月11日（金）から 11月21日（月）まで	・応募受付 ※土曜日及び日曜日は除く
11月下旬～ 12月上旬	・審査（書類審査及び面接審査） ・事業予定者決定
12月上旬	・応募事業者へ選定結果通知

7 受付期間及び問合せ先

本公募への申込を希望する事業者は、次により応募書類を提出してください。市にこれらの書類を提出した事業者を応募事業者とします。

(1) 受付期間及び提出場所

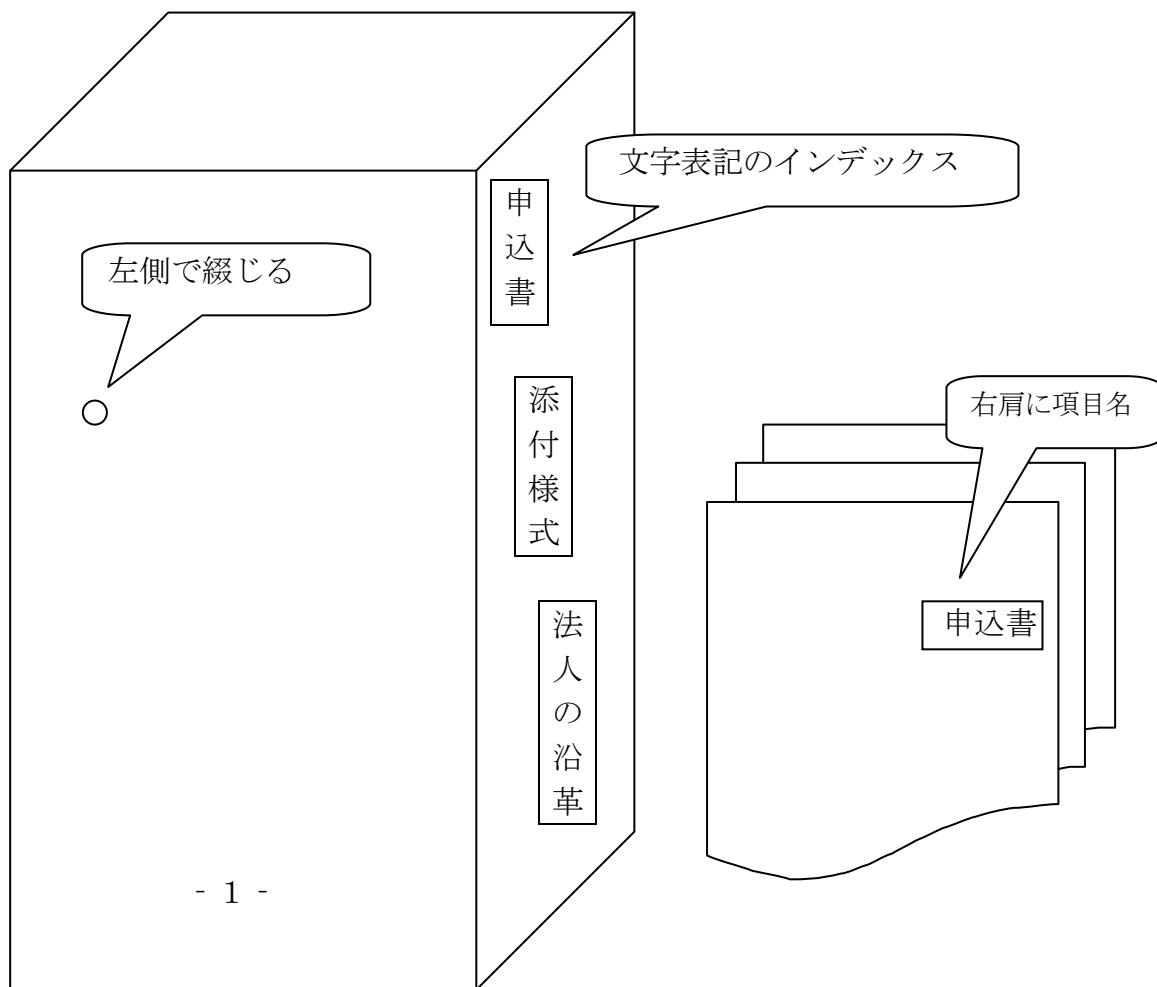
受付期間	提出場所及び問い合わせ先
平成28年11月11日（金）から 11月21日（月）まで （土曜日及び日曜日は除く。） 午前9時00分から午後5時まで（時間厳守） ※郵送による書類の受付はしませんので、 あらかじめ電話予約の上来庁願います。	千葉県印西市大森 2364 番地 2 印西市健康福祉部 高齢者福祉課 生きがい支援班 電話：0476-42-5111（内線 278） FAX：0476-40-3881 E-mail：koureika@city.inzai.lg.jp

(2) 提出部数 11部（正本1部、副本（コピー可）10部）

(3) 書類の体裁について

書類の体裁は、次のように整えてください。

- ア 全体の目次及びページをつけ、ページごとに右肩に項目名を表記する。
- イ 項目ごとに文字表記のインデックスをつける（番号のみの表示は不可）。
- ウ 全体をバインダー等で綴る。



- 1 -

(4) 提出書類について

ア 本公募に応募を希望する事業者は、平成28年度介護施設等整備事業者応募申込書（別紙第1号様式）を提出してください。

また、添付書類については、応募申込書添付様式にしたがって、提出してください。

イ 提出書類に必要な様式類については、市のホームページよりダウンロードしてください。

ウ 提出締切後における提出書類の変更及び追加は公平性の観点から一切認めません。

ただし、本市の指示により書類の修正・追加をする場合を除きます。

エ 契約者同士で原本を保管する必要があるもの（土地売買確約書等）は、写しの提出で構いませんが、法人代表者名で次のような原本証明をしてください。

<原本証明の例>

この写しは原本と相違ありません。
平成 年 月 日
法人名
代表者 ○ ○ ○ ○ 実印

8 応募にあたっての注意事項

- (1) 応募に必要な書類に不足・不備等がある場合は、受付することができませんので、受付期間最終日の提出は、極力避けてください。
- (2) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (3) 応募にかかる費用は、すべて応募事業者の負担とします。
- (4) 他の応募事業者の計画の内容に関する問い合わせについては、直接又は間接の如何を問わず、一切応じません。
- (5) 本応募における用地（建物）権利者又は地域住民等との間の確約書等に基づき生じた損害賠償請求権等については、応募事業者の責任に帰する事項であり、印西市はその責任を負いません。
- (6) 市長は、決定した事業予定者が辞退等をした場合には、次点の事業者を繰り上げて決定することがあります。
- (7) 応募受付後に辞退する場合は、応募辞退届（別紙第2号様式）を提出していただきます。

9 禁止事項、欠格事項等について

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。
 - ア 応募資格がない法人の場合
 - イ 応募の採否の働きかけを行う等の目的で応募事業者又はその関係者が市の職員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合
 - ウ 虚偽、不正等による申請が明らかになった場合
 - エ 提案内容、事業運営に関し法令違反が明らかになった場合
 - オ 本市が必要に応じ提出を求めた書類等の提出を正当な理由なく拒んだ場合
- (2) 計画地の変更や本公募要領の要件に適合しない変更等を市の承諾なく行った場合は、事業予定者としての決定を取り消します。

10 質問等の受付について

- (1) 受付期間
平成28年10月31日（月）から11月4日（金）午後5時までにFAX又はメールにより受信したものを受付します。
- (2) 質問票の記載について
 - ア 質問票（別紙第3号様式）に要旨を簡潔にまとめて作成してください。
 - イ 質問票到着後、質問の内容に関し確認をさせていただく場合がありますので、市あてに送付した質問票の控えを保管しておいてください。
- (3) 質問の受付方法
質問については、質問票に御記入の上、以下のFAX又はメールにより提出してください。これ以外の方法（電話、口頭等）での質問は受け付けません。

<送付先>

印西市健康福祉部 高齢者福祉課 生きがい支援班 あて

FAX：0476-40-3881

E-mail：koureika@city.inzai.lg.jp

(4) 質問に対する回答方法

受付期間中に受付けた質問については回答書を作成し、11月10日（木）に、市のホームページで掲載します。